





(助教授の在職に関する経過措置)

**第二条** この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から十まで 略

十一 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第四条第一号

**附 則** (平成二十一年一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、一般社団法人及び一般財团法人に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

**附 則** (平成二十九年三月三一日厚生労働省令第三九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定のうち理容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定、第四条の規定、第五条のうち美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第五条、第十三条及び第十四条の規定 この省令の公布の日

二 第三条及び第七条の規定並びに附則第六条から第十条まで及び第十五条から第十九条までの規定 平成三十年四月一日  
(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令に係る経過措置)

**第十条** 第二号施行日前に旧理容師養成施設指定規則別表第一に掲げる必修課目を講義した経験を有する者の当該経験及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる教科課目のうち必修課目を講義した経験を有する者の当該経験については、第四条の規定による改正後の理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第四条第四号に規定する講義の経験に含めて計算するものとする。

**附 則** (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号)  
この省令は、公布の日から施行する。